

第二節 奈良町のすがた

奈良の町

町 数 近世初頭の奈良町は、奈良回り八か村を除き一〇〇町と、
 地方町二五町、じかたそれに社寺下の数十町をあわせたものであ

った。ところが表39のとおり、町数が相当ちがっている。どうやら町数の計算のしかたが異なるからのようだ。

○で
 総奈良町のなかの社寺下に属する町数の合計は、延宝八年(一六六〇)では六
 町、興福寺下三六町、興福寺成身院下六町、法雲院下一町(この一町は興福寺下に入
 るもあ)、春日社家祢宜下一二町、東大寺下の三町、東大寺観音院・般若寺下の
 入組一町、南都御朱印寺十三か寺下の三町あわせて六四町である。

口も家数も増加し、町の分割がおこなわれている。それは『奈良坊目拙解』
 に、各町の説明とりわけ木辻町の周辺の町について慶長、寛永年中(一五六三)

表39 奈良町数

	奈良町	総奈良町	
延宝8年 (1680)	128	188	「惣町中諸事覚帳」 「興福寺雜記」
元禄11年 (1698)	137	202 (205)	「惣町中諸事覚帳」 『奈良地誌』
正徳4年 (1714)	134	202	『京都御役所向大観覚書』
享保13年 (1728)	141	205	「細井因幡守様御改」
享和3年 (1803)	141	205	「奈良町役名付帳」
安政4年 (1857)	141	205	旧『奈良市史』

表40 総奈良町表

(享和3年「奈良町役名付帳」高木又兵衛控)

大和国添上郡之内 205町

奈良町

油留木町 押上町 南半田東町 北半田東町 川久保町 今小路町 中御門町
 東笹鉾町 東包永町 手貝町 西手貝町 川上出屋鋪町 東之坂町 北御門町
 今在家町 野田町 興善院町 奈良坂町 鶴福院町 不審ヶ辻子町 中院町
 鵠町 公納堂町 福智院町 十輪院畑町 十輪院町 川之上突抜町 川之上町
 築地之内町 納院町 薬師堂町 毘沙門町 芝突抜町 紀寺町 中新屋町 芝
 新屋町 元興寺町 井上町 中辻町 脇戸町 高御門町 陰陽町 西新屋町
 三棟町 木辻町 鳴川町 花園町 瓦堂町 京終町 京終地方東側町 京終地
 方西側町 城戸村 南城戸町 南中町 南袋町 南風呂町 小太郎町 南新町
 柳町 南魚屋町 杉ヶ町 東寺林町 西寺林町 今御門町 池之町 南市町
 元林院町 橋本町 樽井町 餅飯殿町 光明院町 下御門町 勝南院町 北室
 町 阿字万字町 東城戸町 椿井町 角振町 角振新屋町 上三条町 奥子守
 町 寺町 北向町 本子守町 小川町 西城戸町 北風呂町 馬場町 東向南
 町 東向中町 西御門町 小西町 林小路町 高天町 漢国町 中筋町 東向
 北町 大豆山町 大豆山突抜町 坊屋敷町 花芝町 宿院町 鍋屋町 半田突
 抜町 北小路町 南半田西町 南半田中町 北半田西町 北半田中町 半田横
 町 押小路町 後藤町 北魚屋東町 北魚屋西町 西笹鉾町 北川端町 北袋
 町 西包永町 高天市町 高天市百姓方 坂新屋町 奥芝町 西新在家号所
 西新在家町 東新在家町 菖蒲池町 内侍原町 芝辻町 畑中村 船橋町 北
 市町 北市地方町 北法蓮町 円慶屋鋪 下三条町 今辻子町 百万ヶ辻子町
 西之坂町 油阪町 油阪地方町

大乘院御門跡境内

北天満町 片原町

南都興福寺下

三条村…今井町 細川町 三条横町 三条東町 三条西町 弥勒堂町 三綱田町
 木辻村…浄言寺町 中町 瓦町 五軒町 八軒町 十三軒町 綿町
 紀寺村…田中町 草小路町 中通町 新屋鋪町 七軒町 紀寺東口町 笠屋町
 六軒町 十輪院町 地藏町 下清水南側町 上清水四軒町
 清水村…上清水町 中清水町 下清水町 中天満町 久保町 上清水横町
 登大路村…登大路町

南都興福寺 下入組

春日社家并祇宜

高島村…破石町 松南院横町 西福井町 東福井町 下高島町 闕伽井町 頭
 塔町 高井町 丹坂横町 上清水二軒町 高島町 上高島町 新薬師
 町 松南院町 客養寺町 勝願院町 新開町 丸山町 丹坂町 北之
 大道町 東野田町 西野田町

南都東大寺下

水門村 野田村 雑司村

南都東大寺観音院

同般若寺

下入組

般若寺町

南都御朱印寺十三ヶ寺下

肘塚町 網町 竹花町

に増加したとか、あるいは「寛文年以降、逐年人家建続為三通町」とあることによってもうかがうことができる。また、あとで述べる元和五年（一六五〇）の奈良の大火「南焼け」や宝永元年（一七〇四）の火災のあとに、新しい人家が建ち新町が加わったこともあろう。しかし、奈良奉行の細井因幡守（享保十一～十四年一七二六～一七三九）の「御改め」という記録（「大官兼守氏文書」）によると、奈良町一二五町のほかに北半田中町・大豆山突抜町・油坂地方西町・京終地方西町・東笹鉾町・東包永町・北川端町・西手貝町の八町増となっていて、これが奉行所から「諸事掛り物」がかかる一三三町になるわけである。そのほかに白山ヶ辻子町・西新在家号所の免許屋敷の二町と、御役御免の三町あわせて、五町分が加えられて一三八町である。さらに南都代官の年貢地である奈良坂町・城戸村・川上出屋敷町の三町分があるので、計一四一町が奈良町ということになる。これにさきに述べた社寺下六四町を加えて二〇五町なのである。こうして「細井因幡守様御奉行之節御極被_レ成候、二百五町也」（「大官兼守氏文書」）におちついたのであった。なお、奈良町を大きく上之町・中之町・下之町に分けることもあった。

ここに奈良町のおちついたころの二〇五町を表40で示しておこう。

戸数と人口

さて、奈良町の戸数と人口については、表41のとおりである。この表でわかるが、家数・人口ともに、元禄のころ（一六八八～一七〇三）を頂点としてほしいに減少していく。戸数六〇〇〇余、人口三万五〇〇〇余、この近世奈良としては最高であった元禄期は、東大寺大仏殿再建のときにあたり、江戸時代で奈良の町がもっとも賑わったときであった。そののちは代表的産業の奈良晒や酒造業も衰え、幕末には戸数約五〇〇〇、人口二万人あまりになってしまった。

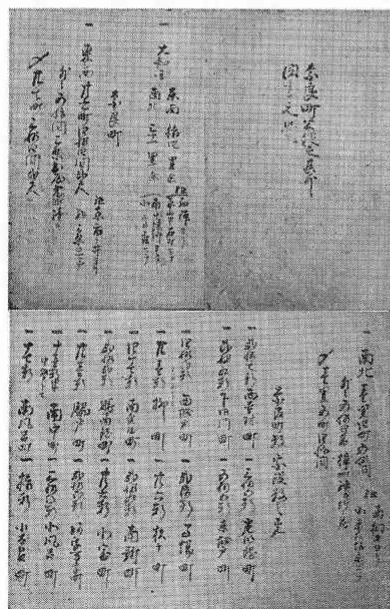
町の大きさ

総奈良町は元禄十一年（一六九六）の調査では奉行支配の一三七町、社寺支配の六八町の計二〇五町で、ここに神社六〇、寺六二（ほかに東大寺中三、興福寺中九七）、辻堂二七があった。

表41 奈良町の戸数・人口

() 内の上は男子、下は女子を示す

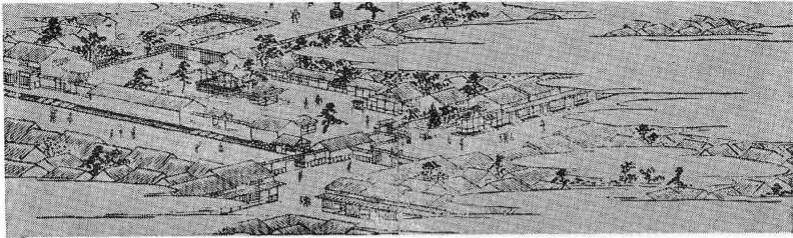
	寛永8年 (1681)	元禄11年 (1688)	正徳4年 (1714)	享保14年 (1729)	元文5年 (1740)	延享元年 (1744)	安政4年 (1857)
家数	6,582 軒 4,782	6,259 軒 4,459			3,132 軒		
竈数	9,400 7,054	10,284 7,311					
役家	3,121	3,884 3,123		3,123 軒			
人数	34,985 人 (16,464 18,521)	35,369 人 (16,382 18,987)		22,146 人 (10,693 11,453)			20,661 人
町	25,054 (11,784 13,270)	26,420 (12,168 14,252)	23,500 人 (11,000 12,500)		20,081 人 (9,691 10,390)	19,210 人 (9,425 9,785)	16,004
	「奈良町公 役之其外 聞書之覚」	「敷町中諸 事覚帳」 奈良地誌」	「京都御役 所向大蔵 覚書」	「細井因幡 守殿御在役 御吟味」	「奈良町宗 旨御改人数 書」	「奈良町中 人数帳」	旧「奈良市 史」



奈良町公役之其外聞書之覚(天理図書館蔵)

巻末の付表6は記録にみえる各町の家数などをあげたものである。これには親町と子町、元町と枝町の関係などが複雑にあらわれ、現実には二〇五町以上になっている。

これによると、元禄二年(一六九二)にもっとも大きかった町は京終町九三軒、高畑町八〇軒、中辻町七九軒となっている。これらの町は、いわば奈良町の周辺の町で、中辻町や京終町は奈良町から南へのびる古くからの中つ道にあたり、高畑町は東山中へのぼる道筋で、いずれも高札場があつて、人馬の往来も多い町であつた。奈良町の中央部では名産奈良晒に関係ある業者



元興寺町のあたり 『大和名所図会』

の多い南城戸町七二軒、東城戸町五四軒が大きなものであるが、享保十四年（一七三〇）の調べでは、これらの町はいずれも家数が減少している。小さい町としては、塔の内町二軒、三棟町・南法蓮町・百万辻子の各六軒がある。

なお、表にはあらわれないが、延宝檢地（一六九）では、村検地帳に地方町も記載させ「南都町屋敷」除地としたところもある。これは法制的には村でありながら町の扱いを受けて、そこに住む人たちは農民であるが、その実体は町民・日雇の人が大部分ということになる。そのうえ、油坂村のように屋敷地は全くなく、田畠だけという例もあった。さらに町の大きさが変化している例として餅飯殿町をみると、背中合わせの椿井町の民家がのびて、餅飯殿町裏手あるいは表通りにまでおよぶこともあったようである。これがのちに横椿井町となっている。

いま、奈良の町は統廃合されているために、江戸時代の状況は直接には理解しにくい。が、さいわい一部ではあるが天理図書館に残されている町図があるので、巻末の付表9に参考のためこれをおこそう。この図の年代は不明であるが江戸時代中期以後のものと考えてよい。

町の名まえ

奈良のまちは、社寺の境内とその近辺に発達したもので、江戸時代の初期には、およそ、いまの町名が成立したようである。したがって、町名には神社にゆかりのあるものが多い。ここではそれぞれの町名の伝承については省略するが、町名のおもな由来によってこれを分類してみよう。

1 寺社堂舎の地域または付属物にちなむもの

① 春日社系 宿院 内侍原

② 興福寺系 西御門 花芝 元林院 鶴福院 勝南院 光明院 菩提 餅飯殿 寺林

③ 元興寺系 元興寺 福智院 地藏 十輪院 中院 北室 南室 納院 公納堂 薬師堂 毘沙門 瓦堂 脇戸 高

御門 下御門 今御門 築地之内 花園

④ 東大寺系 北御門 転害 中御門 水門 雑司 新薬師 興善院

⑤ その他 漢国 角振 子守(率川社は子) 天満 御所馬場(もと宮馬場といひ) 井上(御霊社) 笹鉾(狹園社に) 紀寺 法蓮

(院) 浄言寺 法華寺 白毫寺 福井(不空) 草小路(草寺にあつた)

2 社人・寺人その他寺社にゆかりのもの

頭塔 大豆山(雁目山) 肘塚(以上の僧玄) 三綱田(興福寺三綱の領田) 不審ヶ辻子(鬼園山から鬼が)

3 職業などにちなむもの

① 南市 北市 高天市

② 魚屋 鍋屋 笠屋 瓦 綿 木辻(材木) 金屋舗 敷 陰陽(陰陽師) 油坂(符坂の) 包永(刀工) 後藤(金工) 幸(陰陽師幸徳といわれた)

とてころが幸井

4 役人によるもの

坊屋敷(奈良奉行) 小太郎(町触れを)

5 地理によるもの

丹坂 東之坂 奈良坂 西之坂 川上 山上 小川 鳴川 細川 川端 窪(久保) 袋 中筋 中辻 芝辻 今辻子

東向 片原 吐田(半田) 橋本 高島

6 名所または草木にちなむもの

椿井 清水 池(猿沢) 船橋 菖蒲池 桐 杉 柳 竹花

第三章 奈良町の盛衰

表42 『奈良坊目拙解』にみえる辻子

蟹カ辻子→光明院町	北風呂辻子 乾辻子→北風呂町
法界寺辻子(旧南室ノ辻子)→脇戸町	塗田辻子→柳町
聖之辻子(非寺里之辻子 脇曲辻子)→西新屋町	塗田屋辻子→南魚屋町西
白山辻子→白山辻子町	不審辻子(不志賀辻子)→不審辻子町
四ノ室辻子→元林院町	笠鷺辻子→鶴町
紹巴辻子→南市町	塔之内辻子→奥薬師町
南側辻子→西寺林町	大事ノ辻子 <small>ダイジ シモダウ</small> 下堂辻子→高島町
南辻子(菱屋辻子) 北辻子→東寺林町	神主殿辻子→井之上町
狐辻子(旧弥勒辻子)→芝突抜町	柵辻子→開之辻子町
芝辻狐辻子→舟橋町	中之辻子 喜虎辻子→丹坂町
辰巳辻子(花園辰巳辻子)→元興寺町南	奥殿辻子(喜庵辻子)→奥之辻子町
八屋辻子(蜂谷辻子 蜂屋辻子)→納院町	景清辻子→勝願院町
廊辻子→中辻町	松南院ノ辻子→松南院町
絹屋辻子→東城戸町	靈巖院辻子→林小路町
疇大豆辻子→阿字万字町	飯田殿辻子→内侍原町
唱門辻子 陰陽辻子→陰陽町	高坊辻子→油坂町
金房辻子→上三条町	今辻子→今辻子町
瓜屋辻子→下三条町	百万辻子→百万辻子町
常德寺辻子→北向町	蛤辻子→尼橋町
青屋辻子→小川町南	芝辻狐辻子→(芝辻町西)

注 ふりがなは上掲書のままである

7 家になむもの
 新屋 新在家 今在家 八軒町 十三軒町

8 平城京になむもの
 三条 京終きょうはて 登大路

9 その他
 城戸(町の入口) 阿字万字(阿字万字(群屋)の城戸) 油留木(油のぎ) 礮(と) など

奈良町は伝統の都市であるから、条坊に沿ってつづいた町並みは、人口が増加するにつれて、家屋と家屋の間を小路でつなぎ、かつての条坊の中央部に奥深く新しい家屋が建てられる。その結果として、奈良町には辻子とよばれる小路が多い。『奈良坊目拙解』にみえるものは表42のとおりで、その大半が三条通りから南部にあるのも興味深い。

表43 『奈良坊目拙解』にみえる町名の別称

脇戸町＝脇洞	北天満町＝(東西 天神宮之西町 北天満) (南北 荒池路 天満裏町)
西ノ新屋町＝吉祥堂町	上清水横町＝久保町
白山辻子町＝波久佐町	奥薬師町＝道音房薬師町
三棟町＝六棟町＝誕生寺町	破石町＝(南 破石 横町)
樽井町＝足井 垂井	笠屋町＝傘屋町
池之町＝焼跡町	久保町＝窪内 界戸 垣内 垣外
勝南院町＝塩南院 正南院	關伽井町＝關伽井坊町
芝突抜町＝旧弥勒辻子 俗狐辻子	福井町＝東福井 西福井町 福井ノ辻
納院町＝八屋辻子 (蜂谷 蜂屋)	井之上町＝福井町之上 高井町之上
中辻町＝中津道 (西の方灯籠辻小名籠之坂町)	高井町＝高井手
桐町＝櫛町	開之辻子町＝修辻子
竹カ花町＝竹カ端町	丹坂町＝二坂
椿井町＝(横椿井 西裏町 元三町(元日町) 江戸屋町に分ける)	奥之辻子町＝奥殿垣戸 奥殿辻子
南中町＝中城戸町	勝願院町＝景清辻子
阿字万字町＝阿知麻目 阿世末女	辻之浦町＝辻之裏 杉之町 槇之町
陰陽町＝唱門辻子	新開町＝宮之前町
綿町＝旧下津道	松南院町＝小名北ノ大道
下三条町＝(南側瓜屋辻子)	積藏院町＝丸山町
三条新屋敷町＝三条横町	花芝町＝華芝町
本子守町＝(南北 宮ノ下町)	鍋屋町＝石屋町 石切町 黒門前
北向町＝子守北向町	坊屋敷町＝田中町 田中町北側 宝徳院 六軒屋
小川町＝子守川町 伝香寺前	大豆山町＝眉目山 花鳥ノ町
西城戸町＝西口町	中筋町＝酢屋ノ町 花林院町
北風呂町＝北風呂辻子	大豆山突抜裏之町＝大豆山裏町突抜町
小太郎町＝城戸村出屋敷町	西御門町＝西里
柳町＝来迎寺前	小西町＝宝積院町 瓦釜町
杉ヶ町＝駿河町 榎个町	林小路町＝靈巖院辻子
南魚屋町＝新町 (北方魚屋町 南方魚屋町ノ南町)	高天町＝高間
南新町＝魚屋新町 魚ノ店町	高天市町＝職人方
城戸村＝大森村	高天市百姓町＝北之類
木辻村中町＝中町	北小路町＝観音堂町
鶴福院町＝北笠鷺町 (西北 五軒屋)	油坂町＝府坂
不審辻子町＝不志賀辻子	奥芝辻町＝奥薬師 奥芝町
鵠町＝笠鷺 (東 南鷺町 西 極楽院町)	由留木町＝油留木
毘沙門町＝毘沙門郷	尼橋町＝蛤辻子
薬師堂町＝(東西 御霊ノ前町)	今小路町＝宮住町
川之上突抜町＝川ノ上町 突抜町	手搔町＝手貝 天貝 転書 輓磓
紀寺新屋敷町＝(南西 七軒町 東側 新屋敷 東頼町)	転磓 手漕 手蓋 久保ノ町 窪町
紀寺町＝(東西 十五堂町)	北御門町＝川上村
十輪院町＝(北 畑町)	雑司町＝油倉村
東十輪院町＝上十輪院町 (北 畑町 南 東十輪院町)	南半田西町＝硫黄屋町 古籠之町
地藏町＝雁木町 鋸刃町	北半田西町＝権平町
福智院町＝(西 地藏町 西頼町)	半田突抜町＝尻切町 後切町
天満片原町＝片側町 片原町	川久保町＝川窪町
	後藤町＝梅屋町
	北魚屋東町＝北新町東町
	北魚屋西町＝北新町西之町
	北袋町＝袋町

第三章 奈良町の盛衰

それとともに、古い町であるから、町のなまえにも、いろいろなよび方をしたものがあつた。また一町を二あるいは三にわけ、たとえば、北町と南町としたり、東・中・西町にしたり、もとの町にたいして、横町・出屋敷・新屋敷と名付けた、さらには表町と裏町など全く別個の表現をしていることもある。これも参考のために『奈良坊目拙解』から一らん表にしておこう(表44)。

町と町家 さて、各町のうち、具体的な状況を知ることができる東向北町(享保十五年(一七三〇)・井上町(文政二年(一八二九)・中筋町(天保十三年(一八四二)・福智院町

表44 享保15年(1730)東向北町状況

西側	北から			東側	南から		
3	× 8.4	半役	浄休娘	3			古着屋 吉兵衛
2.4		半役	木綿屋 小市郎	2.4	1軒半役	かせや	藤次郎
4.0	×11.3	2軒役	国分屋 宇兵衛	4.4	1軒半役	こまや	吉兵衛
2.1	× 8.05		桶屋 吉兵衛	2.5	1軒役	かきや	善三郎
3.3			荒物屋 次郎兵衛	2.0	1軒役	かきや	善三郎
2.0		半役	きせるや 忠兵衛	3.3	×13.1		善兵衛
3.1		半役	丸屋 佐助	3.4		かうやく屋	弥次兵衛
2.05	× 7.0	半役	畳屋 勘三郎	4.3		さし物や	次郎兵衛
2.0	× 7.0	半役	吉兵衛母	2.4		まきゑや	庄兵衛
2.4			会所屋敷	2.3		たばこや	久兵衛
2.2	× 6.53	1軒役	菊屋 平兵衛	4.2	×12.4		嘉四郎
2.5		1軒役	菊屋 平兵衛	4.0		米屋	平助
3.6		1軒役	菊屋 平兵衛	4.5	×12.5	米屋	平助
2.3		半役	かけものや 三郎兵衛	4.3			藤右衛門
2.2	× 6.45	半役	大工 甚七	4.2	×12.4	たばこや	久兵衛
3.2		号所	畳屋 孫四郎	5.1		山城屋	源兵衛
3.22	× 7	号所	京屋 吉右衛門	3.1	号所		西坊半介
3.0	× 7.1		紙屋 甚六	3.5		山城屋	源兵衛
5.1		2軒役	香具屋 市左衛門				
3.4	× 7.1		小嶋屋 利兵衛				
3.0	× 7.1		古着屋 吉兵衛				

注 「万大帳」から作製、役家はもれなく記してあるとは思えないが、いまはそのまま示した

表45 文政2年(1819)井上町状況

東側		西側	
中辻町から北へ元興寺町辻まで		中辻町から北へ元興寺町辻まで	
1軒目	会所	1軒目	葉屋 金四郎
2軒目	町借家 紘屋 伊八	2軒目	麴屋 喜兵衛
3軒目	町借家 豊田屋 庄七	3軒目	借家 空家
4軒目	借家 空家	4軒目	小松屋庄右衛門
5軒目	八百屋市右衛門	5軒目	借家 八百屋 惣兵衛
6軒目	借家 魚屋 とく	6軒目	醬油屋 平兵衛
7軒目	借家 紘屋 いよ	7軒目	油屋 惣兵衛
8軒目	借家 大和屋 浅七	8軒目	油屋 宗七
9軒目	借家 布屋 弥兵衛	9軒目	借家 空家
10軒目	美濃屋 甚助	10軒目	墨屋 嘉吉
11軒目	新身屋 庄兵衛	11軒目	借家 靱屋 嘉兵衛
12軒目	借家 空家	12軒目	墨屋 惣兵衛
13軒目	俵屋 喜六	13軒目	大和屋 与市
14軒目	竹屋 利助	14軒目	借家 扇子屋 勘七
15軒目	木綿屋伊右衛門	15軒目	借家 空家
16軒目	町借家 秋田屋 民助	16軒目	借家 笠間屋 利助
17軒目	号所 興福寺衆徒 嶋田治部	17軒目	借家 醬油屋 善助
18軒目	三木屋 甚六	18軒目	町借家 番人 さわ
19軒目	丸屋 平七	19軒目	町地面
北之辻から西へ花園町まで			
南側 東から			
1軒目	町借家 米屋 長兵衛		
2軒目	町借家 醬油屋 やゑ		
3軒目	縫物師 寿仙		

注 「井上町中年代記」から作製、屋号は必ずしも職業を示していない

(天保十四年一八四三)について、その史料を整理したものが表44と表47である。なお、餅飯殿町・中新屋町のばあいを町絵図で復元したものを付表7・8で示した。

第三章 奈良町の盛衰

表46 天保13年(1842)中筋町状況

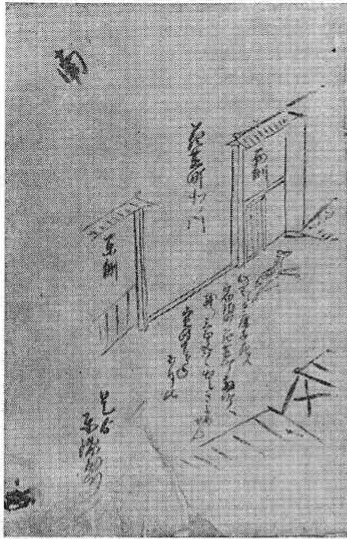
南の通り 北側 東から		5軒目	中 沼 左 京
1軒目	清次郎 (東向北町出床)	6軒目	木津屋辰次郎
2軒目	菊 屋 治左衛門	7軒目	煙草屋 さん
3軒目	山城屋 甚 八	8軒目	一乗院宮西御所
4軒目	仲 屋 伊兵衛	9軒目(借家)	大村屋安次郎
5軒目	縫 屋 平 助	10軒目(借家)	墨 屋 善 助
		11軒目(空家)	押上町所持
南の通り 南側 東から		南北の通り 中の通りから北へ	
1軒目	菊 屋 次左衛門	1軒目	鮎屋 新右衛門
2軒目(空家)	楨 屋 こ う	2軒目	鮎屋 新右衛門
3軒目	米 屋 武 助	中の通り 南側 東から	
4軒目	町代高権兵衛	1軒目(借家)	新 次 郎
5軒目	扇 屋 長次郎	2軒目(借家)	米 屋 定 七
6軒目(空家)	高 権 兵 衛	3軒目(空家)	墨屋七郎兵衛
南北の通り 東側 南から		4軒目(借家)	釘屋市兵衛
1軒目	金子屋 佐兵衛	5軒目(借家)	山城屋新兵衛
2軒目	俵本屋 源 助	6軒目(借家)	縞屋半次郎
3軒目(空家)	仲 屋 伊兵衛	7軒目(借家)	布屋由兵衛
4軒目	米 屋 忠 八	8軒目(借家)	伊賀屋いよ
5軒目(号所空地)	井 坊 大 弐 (角振町)	9軒目(借家)	奈良屋きぬ
6軒目	米 屋 り よ	10軒目(町持)	会 所
7軒目	美濃屋 新 助	中の通り 北側 東から	
8軒目	糸 屋 た み	1軒目(借家)	松井浅右衛門
9軒目(借家)	細 工 源 助	2軒目(空家)	茶碗屋佐久衛門
10軒目	浮田屋 あ さ	3軒目	梅 坊 全 武
11軒目	番 人 善 吉	4軒目	河 井 勘 解 由
南北の通り 西側 南から		5軒目	墨屋七郎兵衛
1軒目	扇 屋 藤 七	6軒目	墨屋七郎兵衛
2軒目	扇 屋 藤 七	7軒目(号所空地)	墨屋七郎兵衛
3軒目	菊 屋 弥七郎	8軒目(空地)	鮎屋新右衛門
4軒目	難波屋 岩 尾	9軒目	喜 多 坊 筑 前

注 中筋町「記録集」から作製

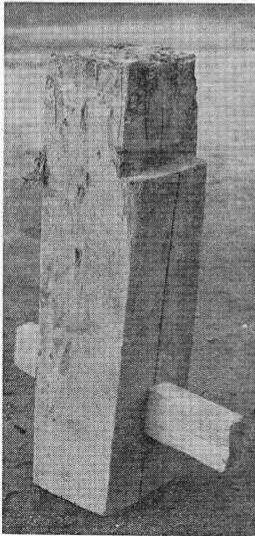
表47 天保14年(1843)福智院町状況

北側 東から				間口 軒役			
	間口	軒役		間	軒役		
1軒目	13.25	3	菊屋類以	9軒目	4.05	1(空家)	紙屋源七
2軒目	3.26	1	塩屋平右衛門	10軒目	8.43	2	横田屋吉郎兵衛
3軒目	2.56	1(空家)	八百屋忠兵衛	11軒目	17.25	号所	福智院式部卿
4軒目	3.41	1	粕屋利兵衛	12軒目	3.09	1	京屋利助
5軒目	2.13	半役	田原屋ちり	13軒目	2.325	1	東大寺八幡神人
6軒目	3.37	1	灰屋清五郎	14軒目	6.02	2	紙屋源七
7軒目	5.075	半役	壁屋善吉	15軒目	2.41	1(空家)	紙屋源七
8軒目	5.7	1	大黒屋徳兵衛	16軒目	2.5	除地	興善寺内
9軒目	4.0	1	桶屋清兵衛	西側 南から			
10軒目	4.1	1(借家)	杉田屋伊助	1軒目	3.1	半役	大工孫三郎
11軒目	4.63	2	魚屋小兵衛	2軒目	3.23	1(借家)	岩村屋増蔵
12軒目	3.51	1	八百屋忠兵衛	3軒目	3.3	1	井戸屋治兵衛
13軒目	6.53	2	永屋善兵衛	4軒目	3.3	1	伊賀屋藤七
14軒目	3.3	1	永屋藤七	5軒目	2.045	半役(借家)	明石屋弥蔵
15軒目	2.59	1(借家)	丹波屋宇兵衛	6軒目	2.045	半役(借家)	菊屋いし
16軒目	2.6	1(借家)	畑屋武兵衛	7軒目	4.000	1(空地)	壁屋善吉
17軒目	3.1	号所	畑屋武兵衛	8軒目	3.4	1.5(借家)	樽屋半兵衛
18軒目	2.12	(町借家)	用人長太郎	9軒目	3.36	1	粕屋庄兵衛
南側 東から				10軒目	2.16	1(借家)	壁屋新助
1軒目	2.5	1	木屋岩治郎	11軒目	2.5	1	薪屋也寿
2軒目	3.045	1	敦賀屋助治郎	12軒目	3.2	1	備後屋孫兵衛
3軒目	3.045	1(空家)	菊屋類以	13軒目	2.4	1	布屋長治郎
4軒目	3.07	1	大和屋嘉兵衛	14軒目	3.5	1	讚岐屋宇吉
5軒目	3.63	2	荒物屋勘六	15軒目	2.225	(町借家)	空家
6軒目	3.42	1	壁屋善兵衛	16軒目	2.225	無役	播磨屋弥四郎
7軒目	5.4	号所	森田清守	17軒目	1.000	(町持)	会所
8軒目	3.5	1(借家)	笠間屋喜助	18軒目	2.225	(借家)	木屋弥四郎
				19軒目	2.25	(町借家)	空家

注「福智院町有文書」から作製、屋号は必ずしも職業を示していない



花芝町北木戸図(奈良教育大学蔵)



東向北町木戸柱根
柱の一边は約19センチ
(奈良県立橿原考古
博物館蔵)

木戸と会所

各町は隣りの町との間に木戸が設けられていた。もちろん、はじめから奈良町のすべての町界に木戸はなかったようである。どうやら寛文八年(二六六)に奈良奉行土屋忠次郎の命令で常備されたものである。それはつぎにかかげた「覚」(天理図書館蔵)にくわしい。

覚

- 一 奈良町中江木戸可在之場所に以前方無之儀、公儀之御尋来、町中用心之儀に候間、從此方不申付といふとも、立可申処ニ油断相聞へ候事
- 一 惣町ニつき木戸無之候所者、今度立可申、付町内にも両町あらず候ハバ、木戸際之者迷惑仕共建之可申事、但、くいちがいも在之町境者、先其通にて差置可申事
- 一 町堺之かといくいち已無之におゐては、従先規木戸無之共今度建可申事、仮建不申分けも礎在之者奉行所迄可申来、無分義を申自然其町無用心成義出来候ハハ、其町中再木戸へ□□里候、当屋致之もの越度可申付事
- 右之趣、町中へ急度相触可申者也

〔寛文八年〕
申三月十九日

〔土屋〕
忠次卿

奈良町

年寄中

町代

東向北町の例をあげると、南北ともに門柱をたて木戸を設け、門の外側に溝をつけた石橋をかけている。先年、同町の北の東側の門柱根が発見された。したがって、同町は木戸を基準に南北六八間三尺五寸と計算した。木戸の修理はふつう各町内が負担した。東向北町は家ごとに一〇〇文ずつを支出し、軒役四〇軒で四貫文を集金し、三貫六三五文で北門の改普請をしたことがある〔元文五年〔万大帳〕〕。なお、付表7・8・9に示した町絵図のなかの■印は、それぞれ木戸を示しているものである。

各町には会所があった。会所は各町がそれぞれ管理運営した。『奈良坊目拙解』は、つぎのように記している。凡、南都町会所或ハ神社或ハ仏像堂宇各有之、是天正慶長年前未^{ヒトシ}齊民屋而多ハ為孤邑一郷、故ニ神宮寺或舁堂為会所焉、於此雖及町並繁多、猶有其余風乎云々



延宝6年「井上町中年代記」
(井上町有文書)

多くの町々にはもと祠や堂があり、ここに町の人たちは集まったが、やがて町の会所として独立させていったものである。町の人たちは、こういう会所に神仏をまつり、いわゆる「町方参会」をしている。

第三章 奈良町の盛衰

表48 井上町会所備品(元禄3年6月13日現在)

くわんおん	2 体	ゆせん	2 つ
ねはん	1ぶく (弥兵衛殿=有)	めし次	3 つ
地 蔵	1ぶく	皿	20
三 社	1ぶく	やき物皿	4 つ
たたき鐘	1 丁	まくら	9 つ
とうろ	1 つ	膳 組	2 つ
つりとうだい	1 つ	た る	2 つ
香 ろ	2 つ	あま鉢	2 つ
花びん	2 つ	めしびつ	1 つ
心経板	1 つ	まないた	3 つ
さげ重	1 組	半 切	3 つ
茶弁当	1 組	におけ	1 荷
たばこ盆	2通り	お け	2 つ
ごぼん	2 面	あてねはんど	1 つ
せうぎばん	1 面	入 子	1 組
長 持	1 つ	舂	1 丁
ま く	1はり	な べ	3 つ
番まく	1はり	か ま	2 つ
ぬりおけ	1 荷	小なべ	1 つ
しょくだい	1 つ	土ひばち	1 つ
あんどん	1 つ	大太鼓	1 つ
すだれ	2 軒 (内1軒清兵衛殿=有)	とびやうし	1 つ
戸だな	1 つ	かなぼう	1 つ
折 敷	28	番たいこ	1 つ
わ ん	29人前	小 刀	1 つ
かな色	1 つ	硯 箱	1 つ
		双六ばん	1 組 (北のはし次郎兵衛=在)

すなわち会所は町の日常の諸事を処理する場であり、幕府や奉行からの通達が読まれ、相互確認されるところでもあった。会所はこんなに重要な集会の場であったから、ここには種々の備品が用意されていた。その例として表48に井上町のばあいをあげておこう(『奈良市史』民俗編、高田十郎編『井上町年代記抄』)。井上町の会所は享和元年(一八〇〇)に改築しているが、表は三軒の借家にしていたようである。東向北町の会所は、嘉永七年(一八五四年)の地震で大破したので

で、文久四年(元治元年一八六四年)に町内の木綿屋喜助と和泉屋庄兵衛からそれぞれ銀一貫目を借り入れ、町内の大工茂吉に仕事をさせている。この会所には表門があり、支閔六疊、中間八疊、奥座敷六疊という構えであった。

町のしきたり

町 掟 町の自治運営にどうしても必要な会所での寄合から、町の規則がつくり出された。これが町掟おきてで、別に町式目・町定さだめなどともいっている。この規則は、いわば日常のつきあいの約束ごととも

いえるものであった。

享和三年(一八三三)の中筋町の町定目(年中行事記)(天理図書館蔵)の要約をつぎにかかげよう。

町 定 目

- 1 御公儀様から仰出された御掟目、御法度は別紙の御定目帳に書いてあるから、町内のものは皆々相守ること、万一違反している者があるときは、近所両隣りから役人まで急いで知らせること
- 2 何事によらず、町内のできごとは役人によく説明し、役人もこれを正しく扱うこと
- 3 上納銀や町入用などを集めるときは、立会人をおいて月行事は正しく集め渡すこと
- 4 毎月の晦日には、年寄・月行事は立会いのうえ、町入用の計算をすること、もっとも、年頭・八朔・町掛り銀・正月十日受納銀・春日講集金・宗旨改入用金など、いつも町内で集金したものは、月行司の勘定帳に残らず出入勘定を記入しておくこと
- 5 家屋舗売買の十分一銀、表替銀、一年中の出入金があるときは、年寄・月行司に封印をして、町内の確実な人に預けおくこと
- 6 年寄・月行司は、自身番の番所へ時々見回って念を入れること

7 年寄・月行司は、風が吹いたときは、とくに番所へ見回って、火の用心に注意すること

8 いろいろな町法については、まず、印形帳に書いて町中の印をとり、会所へ、差出すよう心得ておくこと

9 町役人の加判をもらって賃物を出し、銀子を借用する人があったときは、二重担保にならないように、役人は全部で相談したうえで印をおすこと、そして、その理由を帳面にくわしく書いておくこと、万一内密で加判をして、あとで問題がおこっても、それは町内で責任をもたないから、本人であとしまつをすること

10 何事によらず、町内へ証文や一札を入れたばあい、そのことを帳面に記入し、証文箱に入れて町役人が全員で書印をして役方に預っておくこと

このほか、新しく家を買って入町する者は、町への振舞会代として銀三枚、買値段一貫文以下のときは銀一枚を入町費のたてまえで納めた。そして入町の挨拶をしてまわるのはもちろんのこと、入町のお礼の振舞いとして一席を設けるなどの習慣があった。しかし、その人の意のままということが一般的な方法であったようである。

町内は五人組の制度で相互扶助、防犯などの連帯がきめられていたが、町定には、家そのほかの保証人になるときは、必ず町役人に相談のうえで引き受けるようにきめられていた。

町掛り

奈良町の入用は町代が勘定目録を各町にまわして徴収したことはさきに述べたとおりである。この町掛りの徴収についての江戸時代初期の具体的なようすは判然としないが、幕末近くの史料では多少明らかになるのでそれを整理してみると大体つぎのようである。

文政四年（一八二二）の高木又兵衛の手控（天理図）によると、「町懸（掛）目録」を差し出すようにしている。それを整理したものが表49である。それによると、鍋屋町と鵜町は大坂御目付御越入用と春日若宮祭礼・薪能入用は免除となつている。さらに宿割の注（表中では※印で示した）のついた町が四六町ある。

天保年代（一八三〇～四三）の終わりごろの「町掛り方諸覧」（天理図）によると、おなじ表49に示したように一番から五番まで

表49 町掛り賦課町組と賦課軒数

< 1 番 >	22※ 阿字万字町	30 ※ 北向町	3 北川端町
34軒 橋本町	27 鶺鴒町	20 ※ 馬場町	12 北袋町
40 餅飯殿町	(御祭礼 御目付入用除く)	21.5※ 柳町	336.5 32町
42 椿井町	32※ 薬師堂町	26 ※ 杉ヶ町	社寺下
41 角振町	39.5※ 中辻町	29 ※ 南新町	大乘院門跡下
21 角振新屋町	763.5 23町	16.5※ 南袋町	9軒 片原町
27 上三条町	(⁴⁵³ 総掛り ²⁴⁶ ※宿割 ²⁷ 鳥町 ⁴⁶ 鶴屋町)	10 ※ 小太郎町	28 北天満町
35 光明院町	< 4 番 >	17 ※ 南風呂町	興福寺下
29 下御門町	26軒 高天市百姓方	13 ※ 芝突抜町	55軒 高島村
54 東城戸町	32.5 油坂町	11 ※ 十輪院畑町	112 紀寺村
21.5 脇戸町	39 北市町	30 ※ 十輪院町	75 木辻村
344.5 10町	36 内侍原町	15 ※ 川之上町	80 三条村
< 2 番 >	42 坊屋敷町	28 ※ 川之上突抜町	興福寺成身院下
29軒 西御門町	19.5 大豆山町	10.5※ 京終地方西側	129軒 清水村
24.5 小西町	6.5 大豆山突抜町	9.5※ 京終地方東側	十三ヶ寺下
28.5 東向中町	7 宿院町	15 ※ 瓦堂町	19軒 肘塚町
34.5 東向南町	43 今在家町	23 ※ 築地之内町	27 櫛町
28 南市町	13 陰陽町	10 ※ 納院町	17 竹花町
34 ※ 下三条町	20 木辻町	434 26町	般若寺下
28.5※ 林小路町	16 ※ 樽井町	(⁷² 総掛り ³⁸³ ※宿割)	59軒 般若寺町
26 北室町	26 ※ 元林院町	< 半田方 >	東大寺下
22 勝南院町	21 ※ 池之町	4軒 興善院町	31軒 水門村
31 中院町	17.5※ 不審辻子町	10 北御門町	51 雑司村
38.5 中新屋町	29 ※ 本子守町	5 野田町	8 油倉村
27 井上町	28 ※ 小川町	11 西手貝町	5 野田村
52.5 元興寺町	42 ※ 寺町	11 北法蓮町	興福寺法雲院下
34 高御門町	10 ※ 漢国町	8 南法蓮町	9軒 登大路町
438 14町	38 ※ 北風呂町	9 円慶屋敷	興福寺発心院下
(^{375.5} 総掛り ^{62.5} ※宿割)	11.5※ 南中町	6 東新在家町	5軒 西新在家号所
< 3 番 >	46.5※ 南城戸町	9 西新在家町	二条寺主号所
41軒 中筋町	24 ※ 毘沙門町	10 北小路町	内侍原町之内
29 東向北町	25 ※ 公納堂町	9 船橋町	7軒 二条借屋
32 今御門町	35 ※ 福智院町	11 北市地方町	植村伊勢守殿
31 高天町	35 ※ 紀寺町	8 北魚屋西町	御頂り所
25 高天市町	36 ※ 京終町	13 南半田西町	4軒 川上村領川上
17 花芝町	24.5※ 花園町	7 南半田中町	出屋敷
36 油留木町	25 ※ 鳴川町	9 南半田東町	植村伊勢守殿
46 押上町	774.5 29町	9 半田横町	御頂り所
45.5 今小路町	(^{284.5} 総掛り ⁴⁹⁰ ※宿割)	7.5 北半田中町	10軒 城戸村
35.5 手貝町	< 5 番 >	8.5 北半田東町	43 奈良坂町
28 東寺林町	4軒 油坂地方町	11 北半田西町	春日社家下
27 西寺林町	3 百万辻子町	4 半田突抜町	30軒 高島村
21 芝新屋町	27 坂新屋町	4 北魚屋東町	春日社祢直下
39 西新屋町	12 奥芝町	8.5 後藤町	47軒 高島村
27.5※ 鶴福院町	14 芝辻町	5 押小路町	4 不空院町
27.5※ 今辻子町	11 菖蒲池町	11 川久保町	4 頭塔山下
46 鍋屋町	1 三棟町	16 中御門町	868
(御祭礼 御目付入用除く)	27 ※ 奥子守町	22 東笹鉾町	
42※ 西城戸町		18 東包永町	
47※ 南魚屋町		26 西包永町	
		21 西笹鉾町	

注 半田方の集計は10軒分のちがいがあがるが、ここでは史料のまま示した

表50 町掛り定法

	基準賦課 軒数	例 I		例 II	
		家別 軒	代銀 貫	家別 分	代銀 匁
一之町	344.5	6	2.067	5.5	189.475
二之町	438	5	2.190	4.5	197.1
三之町	763.5	3.6	2.7486	3.1	236.685
四之町	774.5	2.3	1.78135	1.8	139.41
五之町	434	1.2	0.5208	0.7	30.38
半田方	336.5	1.8	0.6057	1.3	43.745
社寺下	868			1.8	156.24
計	3,959		9.91345		993.035

の町組(一之町から五之町まで)と半田方にまとめて賦課軒数をきめていた。この設定についての手続きは不明であるが、町代が上から割りあてたものとみてよい。鍋屋町と鵜町が一部の免税特権をもっていることは前述のとおりであるが、宿割というのは、薪能や春日若宮祭礼の入用銀高を、総町の賦課軒数三二〇七軒で割った分を納めるもので、年ごとに負担金がちがっていた。

このようなことから、各町がどの組町に入れられるかが、町民にとっては非常に重大なことであった。年次が、はつきりしないが、表50の「町掛り定法」でわかるとおり、一之町(一番)が家別の負担が一ばん多く、五之町(五番)が最小負担となるからである。何の入用かはわからないが、同表中の例Iは社寺下を除いたもの、例IIは社寺下をふくんだばあいである。

さて、いわゆる「町掛り」にどのようなものがあったかは、年間を通じたものではないが、表51で、およそのことがわかる。

つぎに天保三年(八三三)十月分の町掛り目録があるので、その収支決算表をつくと表52のようになる。この収入の部をみると、一之町以下の賦課軒数による定法によって算出していることがわかる。

各町に割り当てられた入用負担は以上のようなものであるが、このほかに各町自身の入用も町民の負担するところであった。東向北町では享保十五年(七三〇)の経常諸経費の賦課はつぎのようになっている。

- 一 日待入用割付 三八軒 当屋は月行司が勤める
- 一 春日講入用割付 三九軒 年預当屋は家もち回り

表51 町掛り表

<6月分>

年頭御礼 惣年寄2人江戸下り入
用路用

八朔御礼 晒布代銀

八朔御礼 惣年寄1人江戸下り路
用

八朔御礼之節 鬩斗水引代

薪御能入用

大坂御目付御越御宿坊入用

宿送り人足賃銀

御触書和州15郡へ指送賃銀

(12~5月)

御役人方 御代官 手付手代御奉
行様

遠方寺社御巡見人足賃銀(12~5月)

御役所外側練塀修復入用(12~5月)

宗旨浪人鉄砲御改入用

町代部屋入用(12~5月)

町代5人給米代銀入用(1~6月)

小仕1人給銀入用(半季分)

<10月>

鹿角伐入用

出火鳶人足馳付 若草山芝焼賃銀
入用

春日若宮御祭礼之節 町方所々ニ
鳶人足50人賃銀

<11月分>

当八朔御礼 惣年寄1人江戸下り
路用不足入用

来年頭御礼 御晒布代銀入用 御奉
行

御用人中 御与力中方共 来年頭

御礼 惣年寄2人江戸下り路用之
内先渡銀入用

来年頭御礼之節 鬩斗水引代

<12月分>

春日若宮御祭礼 松之下御旅所入
用

宿送り人足賃入用(6~11月)

御触書和州15郡へ指送り賃銀

(6~11月)

御役人 御代官 手付手代 家来
与力 同心 其外付出人足賃入用

(6~11月)

御役所外側練塀修復入用(6~11月)

町代部屋入用(6~11月)

来年頭御役所立砂持人足賃

町代5人給米銀入用(7~12月)

小仕1人給銀入用(半季分)

外 その都度 又は10月掛り

御奉行代り之節 鳶人足看板之合
印切符役入用

鳶人足看板替

龍吐水修繕入用

6月又は12月に時々

御老中御越并諸役人御越入用

御高札修復 仕替入用

火之見槽修復 建替入用

町代部屋畳表替入用

御奉行代り 江戸下り并江戸表ニ
而上ケ物 桑名ニ而上ケ物入用臨
時入用之分

第三章 奈良町の盛衰

めもあつた。さらに町民たちは勞力奉
の釣灯笼・石灯笼建立のための寄付集
に臨時の集金をしたし、春日社などへ
ほかに町内の溝掃除・石橋の修理費
にこれは停止されている。
の祝儀を出していたらしいが、この年
年頭・八朔にそれぞれ銀一包(一匁三分)
までは、四人の惣年寄と五人の町代へ
とになる。もつとも享保十三年(一七二六)

このころの同町の役家は二九軒(は家數三)
六軒うち家持二軒、借家二軒、号所三軒であつたから、「宗旨
御改」を除いてこの軒數で運営したこ
一 自身番 三二軒
一 火消人足賃 三二軒
一 当番賃 四〇軒
一 町掛り銀・年預・八朔 四〇軒
このほかの掛りものはこの割付け
一 宗旨御改 総人數に人別割付け
一 殿様御礼 四〇軒

表52 天保3年(1832)10月分 町掛り収支決算表

支 出		収 入	
鹿角伐人足賃		一之町賦課	149匁9分2厘
革手袋代	105匁3分7厘	(4分4厘8毛×344.5)	
鋸目立賃		注 4匁4分2厘 橋本町34軒役引く	
網竹縄代		二之町賦課	160匁2分
其外		(3分6厘6毛×438)	
去10月25日 若草山焼		三之町賦課	196匁0分8厘
2月20日 紀寺町出火		(2分5厘3毛×763.5)	
3月4日 北袋町出火		四之町賦課	115匁
3月4日 北道出火		(1分4厘7毛×774.5)	
7月7日 東大寺知足院出火	519匁4分8厘	注 二条借屋分 7軒分 1匁2厘9毛加える	
8月1日 巽方出火		五之町賦課	24匁7分4厘
8月5日 春日山大杉出火		(5厘7毛×434)	
8月10日 春日山梅ノ瀬出火		半田方賦課	36匁0分9厘
以上8回 鳶人足出動賃銀		(1分6毛×336.5)	
龍吐水2基修繕入用	71匁2分3厘	社寺下賦課	126匁5分5厘
11月27日若宮祭礼 鳶人足50人賃銀	112匁5分	(1分4厘7毛×868)	
(1人2匁2分5厘)		注 二条借屋7軒分 1匁2厘9毛引く	
計	808匁5分8厘	計	808匁5分8厘
(前年よりも494匁2分1厘増)			

注 「毛」以下切捨て

仕に出ることもあった。たとえば享保十四年(一七三〇)に町方からは、大仏殿の土手の土運びや、興福寺の灰のけ作業のために、各町はのぼりを立てて参加した。作業後は、各町の経費から酒肴を出して、その労をねぎらう方法をとった。

このほか奈良奉行から、御田方諸入用にあてるため町民に貸し付けすることもあったが、それ以上に町民の営業税にあたる冥加銀があった。各種の商工業に従事する商人の間屋・株仲間から、あるいは芝居・相撲(すまじ)の利益からなどである。さらに町内から上納金を命じられることもあった。たとえば東向北町では、天保十四年(一八四三)の三月から六月にかけて、四回にわけて金三六両式朱と銀式匁を年寄と月行事が奉行所に持参している。

冠婚葬祭

町の自治運営のなかにみられる町民のつきあいのうち、その市井(しせい)の生活のなかで欠かせないものに、いわゆる冠婚葬祭がある。このことについては、町掟などにくわしく取りきめられていて、

祝儀・不祝儀の出銀も、会所の寄合いで約束していたのである。

表53 井上町の諸祝儀出銀表

定目覚			
会積表	入	銀1枚	
	銀替	銀2枚	
	替	銀10匁	(ただし、米2斗代)
養子酒指礼	酒	銀10匁	
	指	銀20匁	(2荷種)
	礼	銀1枚	
振舞料	樽*	銀3匁	
	酒*	銀3匁	
	入*	銀3匁	
水嫁入	振舞料	金100疋	
入婿・表変			

*借家はそれぞれ2匁

井上町では安永三年(一七八四)には表53にみるとおりであった。一〇項目にわたって規定しており、家持と借家ではその一部に負担の差があった。振舞料のうち、入婿のばあいは養父母のいづれかが健在であれば、定目の養子酒の負担だけで済ましたようである。それに養子先に入婿がおさまらず、家の相続がでないまま引き取ったときは、「縄引十分一七歩銀」としている。表替・表変は相続などによる戸主の名義変更であろうし、

面替りおもてかわと書くときもあつた。養子酒は婿養子をとったときの披露で、嫁入酒は娘を嫁入りさせた披露、子酒は出産披露である。大和の国中の秋祭りでは若者たちが、その年に婿養子を迎えた家の門口にダンジリを立てて、水をつめた一对の酒樽を置き出入りをふさいだ。その家では急いで樽の水をぬき酒をつめてお返しをしたという。これを水樽とよんだから、井上町でもこのことをいっただのであろうか。刀指は町会所初参の人のお礼である。

この定目、振舞料のほかに、たとえば延宝七年（二五九）、井上町の新九郎の家に弥三郎が掣入したとき、家つき娘のおとらは嫁入り酒と銀三匁を、弥三郎も銀三匁を町へ納金し、ほかに町の人々へ「指樽二荷、鯛一掛、平牛房二把、昆布二束、鳥目三〇疋」を振舞いに出している。

宝曆十三年（七六三）の鳴川町の「町定一件」（天理園）によると、毎年正月十一日に町中が寄合い食事をすることにしてきた。これらの費用に、町へ納めるものとして、たとえば、子酒として男は米一斗、女六升、刀酒は米二斗、おもて替りは米二斗、水樽は銀二匁ずつ（借家の人は銀一匁ずつ）を出し合う定めであつた。ほかに綿町が保管する「定目記」、公納堂町の天明・寛政期（一七八〇）の参会帳面にはほ同様の記載がみられる。

つぎに葬儀についてみると、餅飯殿町の「定」がある。

- 1 町内葬礼を出すこと
- 2 親子・兄弟・妻・祖父祖母・舅の死去のときは、借家人も含め町全員悔み、葬礼ともに出ることに
- 3 弟妹、甥の死去のときは、借家人も悔みに出ること
- 4 他所で死去したときも、前項のとおりに出ること
- 5 葬礼は町内でおこない、他所では出さぬこと
- 6 葬礼は午後十時までに出すこと、それより遅くは出さぬこと
- 7 子供十歳以上は葬礼を出すこと、以下は親の気持のままのこと

8 町内で親が死去したときは、七日間、鳴物・音曲は遠慮すること、兄弟・妻子そのほかは三日間遠慮のこと、十歳以下の子供のときは遠慮しなくともよい

9 他所・他町に住んでいる親の死去のときは、三日間鳴物・音曲を遠慮すること、親以外のときは遠慮しなくともよい。このような約束を堅く守るように申し合わせている。中筋町のばあいはつぎのとおりであった。

1 葬礼の節は不参なく出ること、万一、よんどころない用事のためとか、代参者のないときは、帰宅後、悔みに行くこと
2 家持人の父母・妻子・兄弟・伯父・伯母は、他所でも悔みに行くこと

ただし、七歳未満の小児のばあいは葬礼に出なくともよい、八歳以上は悔みに出ること
3 家持人の男女養子・嫁入先の舅・姑・賀のばあいは行くこと

ただし、兄弟は同家同居の人に限り、他家へ出ている人は行かなくともよい、舅・姑は別居であっても悔みに行くこと
4 家持人の妻の里のばあい、父母については右とおなじ、ただし、兄弟であっても、里の相続人であれば悔みに行くこと

東向北町では忌中の役儀免除をきめている。また、父母の忌中は五〇日、妻の忌中は三五日、惣領（長子）は二〇日、末子は一〇日と定めた。町役については、月行司・手桶・自身番・日待の掛りものはこの期間免除し、年役の年寄であれば、翌年に勤めることにする。春日講の当屋にあたっている人は、雑用代一〇匁を納めて当屋を辞退し、正月の年預のばあいも同様とする。そのほかの掛りものは規定のとおりに決定していた。まことにきめの細かい行き届いた配慮ではあるが、他面、町の自治のためとはいえ、日常生活のあらゆる面にわたる拘束ぶりがうかがわれる。

町火消し

奈良町の火消し制度は江戸時代のはじめから整備されていたわけではなく、火災の頻度がきわめて高くなから生まれたといつてよい。いわゆる町火消しは、慶安四年（二空）町中から火消しの手桶を出すことになったのがはじめであるという。この火消しの手桶がどのていど行きわたっていたかは判明し

第三章 奈良町の盛衰

ないが、十八世紀のはじめごろのようすは、ほぼ表54のようであった。すなわち、五八町が六八一個の手桶を用意していたことになる。

さて、つぎの表55のとおり火消役が、延宝八年(一六九〇)に定められた。頭一人・小頭七人・組人数一〇四人の制度であった。この制度がどのように生かされたかはよくわからないが、宝永元年(一七〇四)四月の大火のながい経験は、消防制度の整備を一そう促進させることになった。ことにこのとき、応援にかけつけて油留木町や東向北町のあたりで活躍した郡山藩本多家の火消役のありさまは、そのころの人々の話題にものぼったというから、とうぜん、この制度化は急がれたのであろう。翌宝永二年(一七〇五)には奈良町三か所に火の見櫓が設置されたが、その高さは一丈二尺、その場所は薬師堂町の薬師堂の棟のうえ、脇戸町の辻子入口の屋根のうえ、興善院町の南のはし小路

表54 宝永年間(1704~1710)手桶数

橋	本	町	18	今	小	路	町	22	
餅	飯	町	20	手	貝	町	町	17	
南	市	町	13	今	在	三	町	13	
今	御	門	16	下	三	条	町	13	
池	之	町	11	今	三	条	町	17	
鶴	福	院	13	林	小	子	町	19	
不	審	ヶ	8	本	子	路	町	14	
中	筋	町	21	高	天	守	町	14	
大	豆	山	14	同	同	市	町	12	
同	突	抜	3	内	侍	百	方	13	
坊	屋	敷	21	同	原	姓	町	18	
東	向	中	17	同	守	原	町	13	
同	同	南	14	漢	国	国	町	5	
同	同	北	14	高	天	天	町	16	
花	芝	町	8	油	坂	地	方	1	
宿	院	町	3	菖	蒲	池	町	5	
鍋	屋	町	23	奥	芝	芝	町	6	
小	川	町	14	坂	新	屋	町	10	
北	向	町	15	半	田	横	町	4	
寺	町	町	22	南	半	田	西	町	4
元	林	院	13	同	中	中	町	3	
樽	井	町	8	同	東	東	町	3	
椿	井	町	21	北	魚	屋	西	町	4
角	振	町	15	奈	良	坂	町	5	
同	新	屋	5	東	新	在	家	町	3
小	西	町	12	舟	橋	橋	町	2	
西	御	門	14	北	小	路	町	4	
油	留	木	18	西	新	在	家	町	3
押	上	町	23	南	法	蓮	町	2	

表55 延宝8年(1680)火消役

頭	鶴	町	小兵衛		
小頭	下	清水	町	市兵衛組 15人	
小頭	油	坂	町	六兵衛組 18人	
小頭	瓦	堂	町	喜平治組 14人	
小頭	南	新	町	吉兵衛組 15人	
小頭	高	天	町	仁兵衛組 14人	
小頭	林	小	路	町	次兵衛組 13人
小頭	押	上	町	作兵衛組 15人	

入口の屋根のうえであった。『奈良坊目拙解』には般若寺にも設置したとある。なお、興善院町のもものは享保十五年(七三〇)に廃止されている。このうち、火事人足を出す奈良回り八か村と火見櫓をもち火見番をとめた前記の三町は、火事場へ手桶を出すことを免除されていた。手桶はそののち増加して十八世紀末には一一四か町内で一三〇七個を負担するまでになっていた。この間の宝永四年(七五七)には、三二町分の手桶五二九を減らし、この分で屈強な人足一〇〇人を出すことにしている。それを享保元年(七三〇)

表56 奈良町の消防組

清水源蔵組		石井九郎兵衛組		高木又兵衛組	
馬場町	{揚提灯 1 釣瓶 2 手桶 1}	小川町	{水溜籠 1 手桶 4}	今小路町	{手桶 3 張荷桶 1}
柳町	{階子 1 釣瓶 2}	本子守町	{階子 1 手桶 2 張荷桶 1}	(宝曆6.6から)	
南新町	{張荷桶 1 手桶 4}	南中町	揚提灯 1	坂新屋町	手桶 10
南風呂町	{張荷桶 1 手桶 1}	奥子守町	手桶 5	油坂地方町	{手桶 1
北風呂町	{水溜籠 1 手桶 7}	北向町	{張荷桶 1 手桶 3}	南法蓮町	手桶 2
阿字万字町	手桶 4	寺町	{釣瓶 2 手桶 5}	船橋町	手桶 2
計	30	計	30	奥芝町	手桶 6
				手貝町	水溜箱 1
		西村庄左衛門組		今辻子町	{手桶 17 張荷桶 1}
徳田吉郎右衛門組		中辻町	{水溜籠 1 張荷桶 1 手桶 2 揚提灯 1}	(以上7町は享保8.2から)	
南市町	{階子 1 釣瓶 2}	井上町	{階子 1 手桶 3}	計	51
鍋屋町	{張荷桶 1 手桶 5}	花園町	{張荷桶 1 手桶 3}	和田藤右衛門組	
大豆山町	{張荷桶 1 手桶 4}	川之上	{手桶 4}	東笹鉦町	{手桶 8 張荷桶 1}
元林院町	{水溜籠 1 手桶 2 揚提灯 1}	突抜町	手桶 4	西笹鉦町	手桶 7
花芝町	{手桶 1 張荷桶 1}	築地之内町	{手桶 4}	東包永町	手桶 4
高天町	手桶 5	紀寺町	{張荷桶 1 手桶 3}	西包永町	{手桶 3 張荷桶 1}
計	30	計	30	計	26
				総計	197人

には一〇〇人分の人足費を銀納に改めたので、一人あたり二〇匁を出すことによって銀二貫目を集め、これで鳶人足一人当たり三〇文あて五〇人分の賃銀を負担し、残銀は銀方へ納めた。寛保元年（一七五〇）、鳶人足が五六人に増員されたが、この分は四七町で負担し、残る三六町は六組編成で消防体制をつくっていた。この六組の常備品などは表56のようであった。

すなわち、それぞれ水溜籠・提灯・はしご・手桶・釣瓶を用意しており、その人足数は一九七人であった。奈良回り八か村から出た人足は六九人で、その出動体制は、水溜籠四人、はしご四人、鋸斧四人、高提灯一五人、蠟燭箱掛一人、槌二人、団扇四人の計三四人、残りの三五人は奉行所へ警戒のために詰めるものである。六編成の人足も八か村の人足も、出火のときは惣年寄の指揮をうけることになっていた。

火事がおこったとき、宝永五年（一七〇八）以後は、月番の惣年寄一人が出火場所にかけてその場の指図にあたり、他の惣年寄は奉行所に出仕し、奉行所からは出番の与力が現場におもむいた。町代は火災現場で手桶人足や鳶人足などに命令を下し、出火場所の図面を作成して、奉行所へ差し出し、消火に出動した人夫の名札を集めて、後日になって、その参不参、働不働をただした。

小火ですんだときは、鎮火後、惣年寄が奉行の当番与力へ報告するのであるが、奉行が直接報告を聞くようなときは、惣年寄は部屋まへの白砂で土下座して状況説明をすることもあった。また、「奈良役所雜記」〔橋本文書〕によると、在方の出火で一〇軒以上焼けたときは京都所司代へ、一〇〇軒以上のときは江戸へ注進したようである。

なお、奈良町の各町内ではそれぞれ自身番の備えをしていたが、奉行が町内を通行するとき、あるいは江戸の將軍が遠くの日光社参のときでさえも、奉行所の命をうけて惣年寄は各町内へ火の用心の触れをまわしている。奈良町に火災があつて火消しが出動したあとは、各町内へ火消賃の割り当てがあり、それぞれが出金した。たとえば貞

享三年（二六六）、井上町へは銀二五匁の割り当てがあつて、一人あたり四五文の火事見舞いを出している。ただ、たばこ屋七人には割り当てはなかつた。

ところで、奈良町の火災には、さきに、ちょっとふれた郡山藩から消火の応援にかけつけるきまりがあつた。郡山藩主は禁裏守護の大任と南都火消・京都火消の大役を付帯役目として命じられ、「京都南都駆番人数」というのが、つねに待機していた（『大和郡山市史』）。明和五年（二五八）の「火之番覚帳」（郡山藩の「清水氏手控」天理図書館蔵）によると、「南都火事ニ罷越候節、同心廿一人立ニ付」とある。さらに、寛政十年（二七六）の記録（『南都出火之節』天理図書館蔵）によると、つぎのようであつた。

手組并馳付共式拾耆人

革羽織股引着

御用高提灯

若党

自分高提灯

鑓持

草履取

口付

耆張

式人

耆張

耆人

耆人

耆人